

平成21年3月16日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 山崎 博

平成20年(ワ)第2191号損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日・平成21年1月28日

判 決

東京都 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]
同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗
同 白井晶子
同訴訟復代理人弁護士 太田賢志

東京都墨田区東駒形4丁目7番2号ツバセスP10 東駒形412号

被 告 株式会社K・モンスター
同代表者代表清算人 金銅 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 井上 [REDACTED]

千葉県 [REDACTED]

被 告 川本 [REDACTED]

上記3名訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して1514万2899円及びこれに対する被告株式会社K・モンスターについては平成20年2月7日から、被告井上 [REDACTED] については同月10日から、被告川本 [REDACTED] については同月3日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを4分し、その1を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帶して2046万2899円及びこれに対する被告株式会社K・モンスターについては平成20年2月7日から、被告井上■■■については同月10日から、被告川本■■■については同月3日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告株式会社K・モンスター（以下「被告会社」という。）の従業員との間で、「ロコ・ロンドン貴金属取引」と称する金の売買を差金決済によって取引する契約を締結したが、上記取引は、賭博行為に当たり、公序良俗に反し違法であるから、上記取引のために必要であるとして、①原告から預託保証金名下に金銭の交付を受け、また、②原告の管理していた預金口座から無断で預金を引き出した金銭のうち未返還の金銭及び弁護士費用相当額の損害を被ったとして、被告会社に対しては民法715条1項に基づき、被告会社の代表者であった被告井上■■■（以下「被告井上」という。）及び被告会社の実質的な責任者であった被告川本■■■（以下「被告川本」という。）に対しては、上記従業員との共同不法行為（同法719条1項）に基づき、被告井上については更に会社法429条1項に基づき、連帶して上記損害及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提となる事実

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和41年 ■月 ■日生の男性であり、平成18年末ころから平成19年初めころまでの間、無職であった。

イア) 被告会社は、「ロコ・ロンドン貴金属取引」と称する海外市場における金の取引を行っていたが、平成19年8月1日、解散した。

(イ) 被告井上は、平成18年末ころから平成19年初めころまでの間、被告会社の代表取締役に地位にあった。

(ウ) 被告川本は、被告会社を紹介したインターネット上のサイトに「代表者 社長」として掲載され、自己の名刺にも「執行役社長」と記載されているほか、被告会社の発起人であるとともに、設立時に全株式の割当を受け、2000万円を払い込んだ者であり、被告会社の事実上の最高責任者であった。

(エ) 帆角一 (以下「帆角」という。) は、被告会社の「インベスト事業部」「店長代理」の肩書を有する従業員であった。

(甲2の1)

(2) 被告会社の行っていた「ロコ・ロンドン貴金属取引」の概要

被告会社の行っていた「ロコ・ロンドン貴金属取引」とは、顧客が、被告会社に対し、ロンドン渡しの金現物50トロイオンス（1トロイオンスは31.1035グラム）を1取引単位とする最低取引単位当たり25万円の預託保証金を支払ってロンドン渡しの金を売買したのと同様の差金決済を行う地位を取得し、任意の時点で当該地位と反対の取引をすることによって生ずる観念上の差損益について差金の授受を行うものである（以下この取引を「本件取引」という。）。

(3) 原告と被告会社との間の取引

原告は、帆角から、本件取引の勧誘を受け、平成18年12月4日、被告会社との間で、売買取引委託契約書及び売買取引・口座開設申込書に署名押印するなどして、本件取引を開始することにした。

その上で、原告は、被告会社に対し、同日以降、預託保証金として金銭を交付した。

そして、原告は、平成19年1月15日、被告会社から、預託保証金残高342万7101円の返還を受けた。

2 爭点

(1) 本件取引の違法性の有無

(原告の主張)

本件取引は、金相場及び為替相場の変動という偶然の事情によって財物の得喪を争う行為であって、刑法上の賭博罪に該当する。

そして、本件取引について違法性を阻却する法令は存在しない。

したがって、本件取引は、公序良俗に反し、違法である。

(被告らの主張)

賭博とは、当事者において、確実に予見し得ない事実を予想し、その的中の有無によって定まる勝敗に関し、財物等の得喪を争うものである。

ところで、本件取引は、顧客が被告会社に対し一定の預託保証金を支払って、金の売買を行い、任意の時点で転売又は買戻しといった反対取引を行うことによって、差金の授受を行うものであり、取引の形態としては、あくまで金を対象とする売買取引であり、取引自体が金相場又は為替相場の変動について勝敗を決し、財物の得喪を争う性質を有しているわけではない。金相場又は為替相場の変動により、結果的に取引主体に損得が生じるのは、相場の変動が売買取引の経済的損益に反映されていることの効果にすぎず、これは投機取引によるリスクにすぎない。

為替相場の変動が確実に予見し得ないものであるとしても、本件取引は、金相場の変動の予想それ自体を直接の目的とするものではないし、決済は、顧客の選択する任意の時点で行われるのであるから、相場変動の偶然性のみをもって本件取引が賭博に当たるということはできない。

したがって、本件取引が賭博罪の構成要件に該当するということはできない。

(2) 原告の被告会社に対する金銭交付の経過

(原告の主張)

原告は、被告会社の担当者であった帆角に対し、本件取引についての預託保証金名下に、次の各日に、各金銭（合計1720万円）を交付した。

ア 平成18年12月4日	500万円
イ 同月6日	500万円
ウ 同月11日	300万円
エ 同月15日	150万円
オ 平成19年1月15日	200万円
カ 同年2月1日	70万円

(被告らの主張)

原告は、被告会社に対し、本件取引についての預託保証金として合計1720万円を交付したが、それは、平成18年12月4日から平成19年1月13日までの間である。

(3) 被告会社による預金の引出しの有無及びその額

(原告の主張)

被告会社は、原告から、原告の管理する預金口座のキャッシュカードを預るとともに、暗証番号を聞き出した上で、原告に無断で、次の各日に、各金銭（合計489万円）を引き出した。

ア 平成18年12月28日	40万円
イ 同日	50万円
ウ 同月29日	50万円
エ 同月30日	50万円
オ 平成19年1月4日	50万円

カ	同月 5 日	50 万円
キ	同月 7 日	50 万円
ク	同月 8 日	50 万円
ケ	同月 9 日	50 万円
コ	同月 15 日	49 万円

(被告らの主張)

否認する。

(4) 被告らの責任の有無

(原告の主張)

被告会社は、上記(1)のとおり、違法な本件取引を業として行っていたのであるから、従業員である帆角の行った行為につき、民法 715条1項の使用者責任を負う。

また、被告井上及び被告川本は、被告会社の運営に代表者として積極的・主体的に関与していたのであるから、帆角とともに、同法 719条1項の共同不法行為責任を負う。

さらに、被告井上は、被告会社の営業が適法なものとなるように業務の執行を行うべきであったのに、あえてこれをせずに、違法な行為を行ったから、会社法 429条1項に基づく責任を負う。

(被告らの主張)

争う。

(5) 損害額

(原告の主張)

ア	未返還預託保証金	1866万2899円
---	----------	------------

原告は、平成18年12月4日から平成19年2月1日までの間、帆角から、預託保証金として合計2209万円を騙し取られ、そのうち、同年1月15日、被告会社から、342万7101円の返金を受けたのみであ

るから、1866万2899円の損害を被った。

イ 弁護士費用	180万000円
ウ 合計	2046万2899円
(被告らの主張)	
争う。	

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件取引の違法性の有無)について

証拠（甲9、10、乙6）によれば、本件取引は、差金決済取引であり、差金の額は、顧客が最初に買い付け、又は売り付けた「ロンドン渡しの金の現物価格」を米ドルの為替レートによって換算した額と、その後に転売し、又は買い戻した「ロンドン渡しの金の現物価格」を米ドルの為替レートによって換算した額との差額によって算出されるものであることが認められるところ、その指標となる「ロンドン渡しの金の現物価格」及び米ドルの為替レートは、いずれも被告会社にとっても、顧客にとっても、確実に予見することができないものであると同時に、その意思によって支配することができないものであるから、本件取引は、偶然の事情に依拠する勝敗によって財物の得喪を争うものというべきであり、賭博行為に当たる。

賭博行為は、刑法によって刑事罰の対象となっているところ、その趣旨は、賭博行為を容認すると、多くの人々の勤労意欲を削ぐことにつながり、公序良俗に反するという点にあるものと解されるから、私法上も、法令による根拠を有しない限りは、違法であると解するのが相当である。

本件取引については、本件全証拠を精査しても、これを許容する法令の根拠を有するものということはできないから、違法である。

2 争点(2) (原告の被告会社に対する金銭交付の経過)について

(1) 証拠（甲5の1、6、乙1ないし4、原告本人）によれば、次の事実が認められる。

ア 被告会社の従業員であった高橋 (以下「高橋」という。) は、平成18年8月ころ、原告に対し、電話で、「Kモンスター証券と申す者です。会社は、新宿住友ビルの22階にあります。今、銀行の金利が低いのはご存知ですね。うちの方にお金を預ければ、ちょうど昔の郵便局と同じようなもので、高い金利が付きますよ。」と述べて、本件取引への勧誘をした。これに対し、原告は、「ちょうど3月に母が亡くなつたので、遺産が300万円ぐらい入ります。」と述べると、高橋は、「そのお金に働いてもらえば、毎月14万円ぐらいの配当がありますよ。」と応じた。

その後、原告は、「今すぐにはお金が入りません。考えさせて下さい。」と述べると、高橋は、「では、そのときをお待ちしています。」と述べて、通話は終了した。

原告は、立派なビルに入っているから、安心だ、金利のよい預金があるのなら、遺産が入ったら預けてもよいなどと思った。

イ 高橋は、平成18年12月初め、原告から、電話で、遺産が入ったことを聞き、同月4日、帆角とともに、原告宅を訪れた。帆角は、「500万円から始めるとよい。配当も150万円付く。」などと勧めたところ、原告は、これに応じることにし、帆角及び高橋とともに、三井住友銀行[■]に赴き、同行の原告名義の普通預金口座（口座番号・[■]）。以下「本件預金口座1」という。）から500万円を引き出した上で、帆角に渡した。

その後、同支店の近くにある喫茶店に入り、原告は、帆角から、示された「売買取引委託契約書 売買取引・口座開設申込書」(乙1)、「重要事項説明書」(乙2)、「重要事項確認書」(乙3)及び「初回時お客様アンケート」(乙4)に順次署名押印をしたが、これらの内容について十分な理解をしてはいなかった。

そして、帆角は、原告に対し、「これで■さんはシルバー会員になります」と述べた。

ました。ちょうど3か月後の3月4日に150万円が配当金として入金されますよ。更に1000万円にすると、ゴールド会員になり、配当金がアップします。もう500万円出せませんか。」などと述べた。

ウ 帆角は、同月6日、原告宅を訪れ、「では、今度はゴールド会員になつてもらいます。」と述べて、500万円を入金するよう促した。原告は、これに応じることにし、帆角とともに、同行に赴き、本件預金口座1から500万円を引き出した上で、帆角に渡した。

帆角は、「1000万円以上預けると、今度はプラチナ会員になり、300万円のボーナスのようなものが出る。」と述べた。原告は、「ゴールド会員で十分です。」と述べたが、帆角が300万円を入金するよう迫ってきたため、次は300万円を預ける約束をした。

エ 帆角は、同月11日、原告を伴って同行に赴き、原告は、本件預金口座1から300万円を引き出した上で、帆角に渡した。

帆角は、「これで■さんはプラチナ会員になりました。年明けになれば、300万円のお金が入ります。」と述べた。

オ 帆角は、同月15日、原告に対し、電話で、「実は3月に入る配当金が来年1月15日に繰り上がり340万円入ります。しかし、そのためには、あと150万円を入れる必要があるんです。」などと述べた。原告は、150万円を追加すると、300万円が340万円になるのであればと思い、追加入金に応じることにした。

帆角は、原告を伴って同行に赴き、本件預金口座1から150万円を引き出した上で、帆角に渡した。

カ 高橋及び帆角は、平成19年1月13日、原告宅を訪れ、帆角が「ちょっと書いて下さい。これでお仕舞いですから。」と述べ、書面を差し出した。原告は、配当金が入金される手続が終わるのかなと思い、「取引完了確認書」(乙5)の指示された部分に署名押印した。

キ 原告は、同月15日、本件預金口座1に係る通帳を記帳したところ、被告会社から342万7101円が入金されていることが分かった。配当金が振り込まれたと思った原告は、約束が守られたと感じ、安心した。

帆角は、原告に対し、電話で、「新たに200万円を入れてもらいたい。」と述べ、原告宅を訪れると、原告を伴って同行に赴き、原告は、本件預金口座1から200万円を引き出した上で、帆角に渡した。

帆角は、「今年の5月までに300万円がまた入る。」などと述べた。

ク 帆角は、同年2月1日、原告に対し、電話で、「もう100万円入れて欲しい。」と要請した。原告が、「100万円は厳しいです。」と答えると、帆角は、「それなら70万円でいいから、入れて下さい。70万円を入れれば、ゴールデンウィーク前後に350万円が入金されますよ。」と述べた。原告は、これに応じることにした。

帆角は、原告宅を訪れ、原告を伴って同行に赴いた。原告は、本件預金口座1から70万円を引き出した上で、帆角に渡した。

(2) これに対し、「ロコロンドン保証金取引の売買及び保証金確認書」(乙7の6・8・9)によれば、原告が、被告会社に対し、預託保証金として、平成18年12月28日に120万円を、平成19年1月5日に100万円を、同月9日に50万円をそれぞれ交付したかのごとき記載があるが、上記(1)の各金銭の交付は、いずれも本件預金口座1から引き出されたものであるところ、本件預金口座1に係る預金通帳(甲5の1)には、上記各日に各金銭が引き出されたことを示す記載がなく、証拠(甲6)によれば、原告は、本件預金口座1に係る預金以外に自己の資産として約500万円の預貯金を有していたことが認められるが、その預貯金から拠出されたことを認めるべき証拠はないから、上記記載は、にわかに信用することができない。

3 爭点(3)(被告会社による預金の引出しの有無及びその額)について
証拠(甲5の2・3、6、原告本人)によれば、原告は、実兄である██████████

名義のU F J 銀行の普通預金口座（口座番号・■■■■■）。以下「本件預金口座2」という。）及びみずほ信託銀行の普通預金口座（口座番号・■■■■■。以下「本件預金口座3」という。）に係る各預金通帳及びキャッシュカードを所持していたところ、平成18年12月28日、高橋に対し、上記キャッシュカード2枚を渡すとともに、暗証番号を教えたこと、高橋は、同日、原告に対し、本件預金口座2に係るキャッシュカードを返還したが、本件口座3に係るキャッシュカードは返還しなかったこと、原告は、その後、上記預金通帳を記帳したところ、本件預金口座2からは、平成18年12月28日に40万円が、本件預金口座3からは、同日、同月29日、同月30日、平成19年1月4日、同月5日、同月7日、同月8日及び同月9日に各50万円が、同月15日に49万円がそれぞれ引き出されたことが判明したことが認められる。

4 争点(4)（被告らの責任の有無）について

(1) 上記1において説示したとおり、本件取引は、違法性を有するから、帆角は、原告に対し、本件取引に勧誘してこれを行うことを承諾させ、原告から、預託保証金として金銭の交付を受けたことにつき、民法709条の不法行為責任を負うものというべきである。

そして、被告会社は、帆角の使用者として、同法715条1項の責任を免れず、また、被告井上及び被告川本は、帆角が被告会社の営業としてこのような行為を行っていたことを知っていたものと推認されるから、同法719条1項の共同不法行為責任を負うものというべきである。

(2) 被告らは、原告は、平成19年1月13日、被告会社との間で、本件取引が同日をもって終了し、本件取引に関し相互に債権債務がないことを確認する旨の合意をしたから、被告らに対し、何らの請求権も有していないと主張し、証拠（乙5）によれば、原告と被告会社が上記合意をしたことが認められる。

しかしながら、上記2(1)において認定したとおり、帆角は、同月15日、原告から、改めて200万円の交付をさせているから、本件取引が終了したものということはできないし、また、本件全証拠によつても、同日の時点で、原告と被告会社との間で、本件取引を巡つて預託保証金の精算について争いが生じていたことを窺わせる事情は認められないから、本件取引に関し債権債務がないことを相互に確認すべき必要性があつたということもできないから、上記合意が法的な効力を有するということはできないといふべきである。

したがつて、この点に関する被告らの主張は、採用することができない。

5 爭点(5) (損害額)について

(1) 原告が被告会社に対し交付した金銭 1377万2899円

上記前提となる事実及び2(1)において認定した事実によれば、原告は、被告会社に対し、預託保証金として合計1720万円を交付したが、被告会社から、342万7101円の返還を受けたにとどまるから、未だ返還されていない金銭は、1377万2899円となる。

(2) 被告会社による引出しに係る預金 0円

上記3において認定したとおり、本件預金口座2及び3から合計489万円が引き出されたところ、原告又は実兄において、このような引出しが必要であったことを示す証拠はないから、これらがキャッシュカード及び暗証番号を入手していた高橋又は帆角によるものである蓋然性が高いといふことができる。

しかしながら、そもそも本件預金口座2及び3は、いずれも原告が管理を任されていたとはいゝ、預金自体は原告自身のものではないから、結局、被告会社による無断の引出しによって、原告に損害が生じたということはできない。

(3) 弁護士費用 137万000円

本件の事案の内容や、上記(1)の額を考慮すると、被告らの不法行為との間

に因果関係のある損害としての弁護士費用は、137万円とみるのが相当である。

(4) 合計 1514万2899円

6. 結論

以上の次第で、原告の請求は、1514万2899円及びこれに対する被告会社については訴状が送達された日の翌日である平成20年2月7日から、被告井上については訴状が送達された日の翌日である同月10日から、被告川本については訴状が送達された日の翌日である同月3日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、その余は、理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第1部

裁判官 森 剛

前記証明する。

平成21年3月16日

東京地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 山崎

